



2016 年 7 月 6 日

お知らせ

2018年6月15日に中国国家知識産権局より、「部分特許費用の徴収停止と調整に関する公告」(第 272 号)が発表されました。
この公告によって、下記の料金(官費)につきましては、2018年8月1日から徴収停止ないし変更されることとなります。

記

1. 登録料

登録料は下表のとおり変更されます。

	項目	変更前(人民元)	変更後(人民元)
1	発明特許登録料	255	5(印紙代)
2	実用新案登録料	205	5(印紙代)
3	意匠登録料	205	5(印紙代)

2. 代理人書誌事項変更

特許代理機構変更、代理人委託関係変更に要します官費(50人民元)は、徴収停止となります。

3. 実体審査請求料

実体審査段階に入った発明特許出願に対して、第1回目審査意見通知書応答期間が満了する前に(既に応答済の案件を除く)、自発的に取り下げた場合、50%の実体審査請求料金が返金されます。

即ち:

- 1) パリルートおよび PCT ルート(下記2)を除く)による中国特許出願については、自発的取下により、実体審査請求料(2500人民元)の50%に相当する**1250人民元**が返金されます。
- 2) PCT ルートであって、EP 特許局、日本特許庁、スウェーデン特許庁の何れかの国際調査機関から国際サーチレポートが出されている中国特許出願については、自発的取下により、実体審査請求料(2000人民元)の50%に相当する**1000人民元**が返金されます。

4. PCT 特許出願転送料

PCT 特許出願(国際段階部分)における転送費(500人民元)は、徴収停止となります。

5. 特許年金軽減期限

条件を満たす出願人に対して、特許年金軽減期限は、授権された当年度から10年に延長されます。

上記1~4は国内出願人に加え外国出願人にも適用されます。上記5は中国国内出願人のみに適用されます。

以上

問い合わせ先
日本事務所
岡崎、松岡